

山形県公害防止条例をここに公布する。
山形県生活環境の保全等に関する条例

- 目次
- 第1章 総則(第1条—第4条)
 - 第2章 特定施設に関する規制(第5条—第16条)
 - 第3章 特定建設作業に関する規制(第17条・第18条)
 - 第3章の2 拡声機の使用等に関する規制(第18条の2—第18条の4)
 - 第4章 屋外での物の焼却に関する規制(第19条・第20条)
 - 第5章 自動車等の使用に係る措置(第21条—第23条)
 - 第6章 地下水及び土壌の汚染の防止に係る規制(第24条—第28条)
 - 第7章 廃タイヤ等の保管に関する規制(第29条・第30条)
 - 第8章 削除
 - 第9章 補則(第34条—第37条)
 - 第10章 罰則(第38条・第39条)
- 附則
- 第1章 総則
 - (目的)
 - 第1条 この条例は、法令に特別の定めがある場合を除くほか、未然防止を基本理念として公害の防止並びに事業活動及び日常生活における環境への負荷の低減を図るための措置について必要な事項を定めることにより、県民の健康を保護するとともに、良好な生活環境(人の生活に密接な関係のある財産並びに人の生活に密接な関係のある動植物及びその生育環境を含む。以下同じ。)を保全し、将来の県民に継承することを目的とする。
 - (定義)
 - 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。
 - (1) 公害 [山形県環境基本条例\(平成11年3月県条例第7号\)第2条第3項](#)に規定する公害をいう。
 - (2) 環境への負荷 [山形県環境基本条例第2条第1項](#)に規定する環境への負荷をいう。
 - (3) 特定施設 工場又は事業場に設置される施設のうち大気汚染、水質汚濁若しくは土壌汚染の原因となる物質を多量に排出し、又は著しい騒音、振動、地盤沈下若しくは悪臭を発生する施設であつて規則で定めるものをいう。
 - (4) 特定建設作業 建設工事として行われる作業のうち、著しい騒音又は振動を発生する作業であつて規則で定めるものをいう。
 - 第3条及び第4条 削除
 - 第2章 特定施設に関する規制
 - (規制基準)
 - 第5条 大気汚染、水質汚濁及び土壌汚染の原因となる物質の排出並びに騒音、振動、地盤沈下及び悪臭の発生の許容限度(以下「規制基準」という。)は、規則で定める。
 - (排水基準の特例)
 - 第5条の2 水質汚濁防止法(昭和45年法律第138号)第3条第3項の規定により同条第1項の排水基準にかえて適用する排水基準は、[別表](#)のとおりとする。
 - (規制基準の遵守義務)
 - 第6条 特定施設を設置する者は、規制基準を遵守しなければならない。
 - (特定施設の設置の届出)
 - 第7条 特定施設(騒音又は振動(以下「騒音等」という。)に係るものを除く。以下この項において同じ。)を設置しようとする者は、あらかじめ、次の事項を知事に届け出なければならない。
 - (1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
 - (2) 工場又は事業場の名称及び所在地
 - (3) 特定施設の種類
 - (4) 特定施設の構造及び使用の方法
 - (5) 規制基準の遵守の方法
 - (6) その他規則で定める事項
 - 2 工場又は事業場(特定施設(騒音等に係るものに限る。以下この項において同じ。)が設置されていないものに限る。)に特定施設を設置しようとする者は、その特定施設の設置の工事の開始の日の30日前までに、次の事項を知事に届け出なければならない。
 - (1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
 - (2) 工場又は事業場の名称及び所在地
 - (3) 特定施設の種類及び能力ごとの数
 - (4) 特定施設の使用の方法
 - (5) 規制基準の遵守の方法
 - (6) その他規則で定める事項
 - 3 前2項の規定による届出には、特定施設の配置図その他規則で定める書類を添付しなければならない。
 - (経過措置)

- 第7条の2 一の施設が特定施設(騒音等に係るものを除く。以下この項において同じ。)となつた際現にその施設を設置している者(設置の工事をしている者を含む。)は、当該施設が特定施設となつた日から30日以内に、前条第1項各号に掲げる事項を知事に届け出なければならない。
- 2 一の施設が特定施設(騒音等に係るものに限る。以下この項において同じ。)となつた際現に工場又は事業場(その施設以外の特定施設が設置されていないものに限る。)にその施設を設置している者(設置の工事をしている者を含む。)は、当該施設が特定施設となつた日から30日以内に、前条第2項各号に掲げる事項を知事に届け出なければならない。
- 3 前条第3項の規定は、前2項の規定による届出について準用する。
(特定施設の変更等の届出)
- 第8条 第7条第1項又は前条第1項の規定による届出をした者は、その届出に係る第7条第1項第4号又は第5号に掲げる事項の変更をしようとするときは、あらかじめ、その旨を知事に届け出なければならない。
- 2 第7条第2項又は前条第2項の規定による届出をした者は、その届出に係る第7条第2項第3号から第5号までに掲げる事項の変更をしようとするときは、当該事項の変更に係る工事の開始の日の30日前までに、その旨を知事に届け出なければならない。ただし、その変更が規則で定める軽微なものであるときは、この限りでない。
- 3 第7条第2項又は前条第2項の規定による届出をした者は、当該工場又は事業場に設置されている特定施設(騒音等に係るものに限る。以下この項において同じ。)以外の施設が特定施設となつたときは、当該特定施設以外の施設が特定施設となつた日から30日以内に、第7条第2項各号に掲げる事項を知事に届け出なければならない。
- 4 第7条第3項の規定は、前3項の規定による届出について準用する。
(計画変更命令等)
- 第9条 知事は、第7条第1項又は前条第1項の規定による届出があつた場合において、その届出に係る特定施設に係る大気汚染、水質汚濁若しくは土壌汚染の原因となる物質の排出又は地盤の沈下若しくは悪臭の発生の程度が規制基準に適合しないと認めるときは、その届出を受理した日から60日以内に限り、その届出をした者に対し、その届出に係る特定施設の構造若しくは使用の方法若しくは規制基準の遵守の方法に関する計画の変更(同項の規定による届出に係る計画の廃止を含む。)又は第7条第1項の規定による届出に係る特定施設の設置に関する計画の廃止を命ずることができる。
- 2 知事は、第7条第2項又は前条第2項の規定による届出があつた場合において、その届出に係る特定施設を設置する工場又は事業場に係る騒音等の発生の程度が規制基準に適合しないことによりその工場又は事業場の周辺的生活環境が損なわれると認めるときは、その届出を受理した日から30日以内に限り、その届出をした者に対し、その事態を除去するために必要な限度において、その届出に係る特定施設の使用の方法若しくは配置又は規制基準の遵守の方法に関する計画を変更すべきことを勧告することができる。
(実施の制限)
- 第10条 第7条第1項の規定による届出をした者又は第8条第1項の規定による届出をした者は、その届出が受理された日から60日を経過した後でなければ、それぞれ、その届出に係る特定施設を設置し、又はその届出に係る特定施設の構造若しくは使用の方法若しくは規制基準の遵守の方法を変更してはならない。
- 2 知事は、第7条第1項又は第8条第1項の規定による届出に係る事項の内容が相当であると認めるときは、前項に規定する期間を短縮することができる。
(氏名の変更等の届出)
- 第11条 第7条第1項又は第7条の2第1項の規定による届出をした者は、その届出に係る第7条第1項第1号若しくは第2号に掲げる事項に変更があつたとき、又はその届出に係る特定施設の使用を廃止したときは、その日から30日以内に、その旨を知事に届け出なければならない。
- 2 第7条第2項又は第7条の2第2項の規定による届出をした者は、その届出に係る第7条第2項第1号若しくは第2号に掲げる事項に変更があつたとき、又は当該特定施設を設置している工場若しくは事業場に設置する特定施設(騒音等に係るものに限る。)のすべての使用を廃止したときは、その日から30日以内に、その旨を知事に届け出なければならない。
(承継)
- 第12条 第7条第1項若しくは第2項又は第7条の2第1項若しくは第2項の規定による届出をした者からその届出に係る特定施設(騒音等に係る特定施設にあつては、その届出に係る工場又は事業場に設置するすべてのもの)を譲り受け、又は借り受けた者は、当該特定施設に係る当該届出をした者の地位を承継する。
- 2 第7条第1項若しくは第2項又は第7条の2第1項若しくは第2項の規定による届出をした者について相続、合併又は分割(その届出に係る特定施設(騒音等に係る特定施設にあつては、その届出に係る工場又は事業場に設置するすべてのもの)を承継させるものに限る。)があつたときは、相続人、合併後存続する法人若しくは合併により設立した法人又は分割により当該特定施設を承継した法人は、当該届出をした者の地位を承継する。
- 3 前2項の規定により第7条第1項若しくは第2項又は第7条の2第1項若しくは第2項の規定による届出をした者の地位を承継した者は、その承継があつた日から30日以内に、その旨を知事に届け出なければならない。
(改善命令等)
- 第13条 知事は、特定施設(騒音等に係るものを除く。以下この条において同じ。)に係る大気汚染、水質汚濁若しくは土壌汚染の原因となる物質の排出又は地盤の沈下若しくは悪臭の発生の程度が

規制基準に適合しないと認めるときは、当該特定施設を設置している者に対し、期限を定めて、当該特定施設の構造若しくは使用の方法若しくは規制基準の遵守の方法の改善を命じ、又は当該特定施設の使用の一時停止を命ずることができる。

- 2 前項の規定は、第7条の2第1項の規定による届出をした者の当該届出に係る特定施設については、当該特定施設となつた日から1年以内で規則で定める期間は、適用しない。
(改善勧告等)

第13条の2 知事は、特定施設(騒音等に係るものに限る。以下この条において同じ。)を設置する工場又は事業場に係る騒音等の発生の程度が規制基準に適合しないことによりその工場又は事業場の周辺の生活環境が損なわれると認めるときは、当該特定施設を設置している者に対し、期限を定めて、その事態を除去するために必要な限度において、当該特定施設の使用の方法若しくは配置又は規制基準の遵守の方法を変更すべきことを勧告することができる。

- 2 知事は、第9条第2項の規定による勧告を受けた者がその勧告に従わないで特定施設を設置しているとき、又は前項の規定による勧告を受けた者がその勧告に従わないときは、期限を定めて、その勧告に従うべきことを命ずることができる。

- 3 前2項の規定は、第7条の2第2項の規定による届出をした者の当該届出に係る特定施設については、当該特定施設となつた日から3年以内で規則で定める期間は、適用しない。ただし、その者が第8条第2項の規定による届出をした場合において、当該届出が受理された日から30日を経過したときは、この限りでない。

(事業者における排出物の測定)

第14条 特定施設を設置している者であつて規則で定めるものは、当該特定施設に係る大気汚染の原因となる物質の量又は濃度及び水質を常に測定し、その結果を記録しておかなければならない。

(事故時における措置)

第15条 特定施設を設置する者は、当該特定施設について故障、破損その他の事故が発生し、当該特定施設に係る規制基準に適合しない程度に、大気汚染若しくは水質汚濁の原因となる物質を排出し、又は排出するおそれが生じたときは、ただちに、その事故について応急の措置を講じ、かつ、その事故をすみやかに復旧するように努めるとともに、その事故の状況及び措置の内容を知事に届出なければならない。

(緊急時における措置)

第16条 知事は、異常気象又は異常渇水等が継続することにより、大気汚染又は水質汚濁が、著しく住民の健康及び生活環境をそこなうおそれがあると認めるときは、関係住民にその事態を周知させるよう努めるとともに、当該大気汚染又は水質汚濁を減少するために必要な措置を講じなければならない。

第3章 特定建設作業に関する規制

(特定建設作業の実施の届出)

第17条 住宅の環境が良好である区域、病院、学校その他これらに類する施設の周辺の区域その他の特に騒音等の防止を図る必要がある区域として規則で定める区域(以下「特定区域」という。)内において特定建設作業を伴う建設工事を施工しようとする者は、当該特定建設作業の開始の日の7日前までに、次の事項を知事に届け出なければならない。ただし、災害その他非常の事態の発生により特定建設作業を緊急に行う必要がある場合は、この限りでない。

- (1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
- (2) 建設工事に係る施設又は工作物の種類
- (3) 特定建設作業の種類、場所、実施の期間及び作業時間
- (4) 騒音等の防止の方法
- (5) その他規則で定める事項

- 2 前項ただし書の場合において、当該建設工事を施工する者は、速やかに、同項各号に掲げる事項を知事に届け出なければならない。

- 3 前2項の規定による届出には、当該特定建設作業の場所の付近の見取図その他規則で定める書類を添付しなければならない。

(改善勧告等)

第18条 知事は、特定区域内において行われる特定建設作業に係る騒音等の発生の程度が規則で定める基準に適合しないことによりその特定建設作業の場所の周辺の生活環境が著しく損なわれると認めるときは、当該建設工事を施工する者に対し、期限を定めて、その事態を除去するために必要な限度において、騒音等の防止の方法を改善し、又は特定建設作業の作業時間を変更すべきことを勧告することができる。

- 2 知事は、前項の規定による勧告を受けた者がその勧告に従わないで特定建設作業を行つているときは、期限を定めて、その勧告に従うべきことを命ずることができる。

第3章の2 拡声機の使用等に関する規制

(拡声機の使用制限)

第18条の2 何人も、商業宣伝を目的として、航空機(航空法(昭和27年法律第231号)第2条第1項に規定する航空機をいう。)から機外に向けて拡声機を使用してはならない。

- 2 何人も、特定区域のうち、病院、学校その他これらに類する施設の周辺の区域であつて規則で定める区域内においては、規則で定める場合を除き、商業宣伝を目的として拡声機を使用してはならない。

- 3 何人も、前2項に規定するもののほか、特定区域内において商業宣伝を目的として拡声機を使用する場合は、規則で定める場合を除き、使用時間、音量等に関して規則で定める基準を遵守しなければならない。

(飲食店営業等に係る深夜騒音等の規制)

第18条の3 特定区域内において飲食店営業その他の営業であつて規則で定めるもの(以下「飲食店営業等」という。)を営む者は、午後10時から翌日の午前6時までの間においては、規則で定める基準を超える騒音を発生させてはならない。

2 特定区域のうち、良好な住宅の環境を保持する必要がある区域として規則で定める区域内において飲食店営業等を営む者は、午後11時から翌日の午前6時までの間においては、規則で定める音響機器を使用してはならない。ただし、当該音響機器から発する音が営業所の外部に漏れない措置を講じた場合は、この限りでない。

(停止勧告等)

第18条の4 知事は、第18条の2第1項若しくは第2項又は前条第2項の規定に違反する行為をしている者に対し、当該行為の停止を勧告することができる。

2 知事は、第18条の2第3項又は前条第1項の規定に違反する行為により当該拡声機を使用する場所又は飲食店営業等を営む者の営業所の周辺的生活環境が損なわれると認めるときは、当該行為をしている者に対し、その事態を除去するために必要な限度において、必要な措置をとるべきことを勧告することができる。

3 知事は、前2項の規定による勧告を受けた者がその勧告に従わないで当該違反行為をしているときは、その勧告に従うべきことを命ずることができる。

第4章 屋外での物の焼却に関する規制

(大気を汚染し、又は悪臭が生ずる物の焼却の禁止)

第19条 何人も、みだりに、合成樹脂、ゴム、皮革、廃油その他燃焼に伴つて著しく大気を汚染し、又は悪臭を発生するおそれのある物で規則で定めるものを屋外で焼却してはならない。

(停止命令及び措置命令)

第20条 知事は、屋外で前条に規定する物が焼却されている場合において、その焼却に起因する大気の汚染又は悪臭により人の健康又は生活環境に係る被害が生じていると認めるときは、その焼却を行う者に対し、当該焼却の停止を命ずることができる。

2 知事は、屋外で継続して、又は反復して物が焼却され、又は焼却されるおそれがある場合において、その焼却に起因する大気の汚染又は悪臭により人の健康又は生活環境に係る被害を生ずると認めるときは、その焼却を行う者に対し、当該焼却の停止を命じ、又は期限を定めて人の健康若しくは生活環境に係る被害の発生を防止に必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

第5章 自動車等の使用に係る措置

(自動車等を使用する者の責務)

第21条 自動車等(道路運送車両法(昭和26年法律第185号)第2条第2項に規定する自動車(以下単に「自動車」という。))及び同条第3項に規定する原動機付自転車をいう。以下同じ。)を使用し、又は所有する者は、自動車等の使用による環境への負荷を低減するため、自動車等を合理的に使用し、適正に整備し、及び適切に運転するよう努めなければならない。

2 事業活動において自動車を使用する者は、その事業活動に係る自動車の使用の合理化を図ること、低公害車(大気汚染防止法(昭和43年法律第97号)第2条第17項に規定する自動車排出ガスの排出量が相当程度少ない自動車その他のその運行に係る環境への負荷が少ないと認められる自動車をいう。)を使用することその他の事業活動に係る自動車の運行による環境への負荷を低減するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(駐車時の原動機の停止)

第22条 自動車等を運転する者は、駐車(客待ち、荷待ち、貨物の積降し、故障その他の理由により自動車等を継続的に停止させること(人の乗降のための停止を除く。))又は自動車等を停止させ、かつ、当該自動車等を運転する者が直ちに運転することができない程度にその自動車等を離れることをいう。以下同じ。)をする場合には、その自動車等の原動機を止めなければならない。ただし、救急用の自動車を緊急の用務のために使用している場合、自動車の原動機を貨物の冷蔵装置その他の附属装置の動力として使用している場合その他原動機を止めることができないことについてやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

(駐車施設等を管理する者の責務)

第23条 駐車又は自動車等の保管のための施設を管理する者は、当該施設を利用する者に対し、駐車をする場合(前条ただし書に該当する場合を除く。))においては自動車等の原動機を止めるべきことを周知させるよう努めなければならない。

第6章 地下水及び土壌の汚染の防止に係る規制

(地下浸透の禁止)

第24条 水質の汚濁に係る特定施設(水質汚濁防止法第2条第2項に規定する特定施設を含む。以下この章及び第35条において同じ。)を設置する者は、規則で定める場合を除き、当該特定施設から排出される汚水又は廃液(これを処理したものを含む。)を地下に浸透させてはならない。

(地下水及び土壌の汚染状態の測定等)

第25条 水質汚濁防止法第2条第2項第1号に規定する有害物質(以下「有害物質」という。)をその施設において製造し、使用し、又は処理する特定施設を設置する工場又は事業場(規則で定めるものを除き、以下「特定事業場」という。)を設置する者は、規則で定めるところにより、当該特定事業場における事業活動で製造し、使用し、又は処理する有害物質による地下水又は当該特定事業場内の土壌の汚染状態を測定し、その結果を記録しておかなければならない。

2 前項の規定により地下水の汚染状態を測定した者は、当該測定によつて有害物質による地下水の汚染状態が環境基準(環境基本法(平成5年法律第91号)第16条第1項の規定により定められた基準をい

う。以下同じ。)に適合しないことが明らかになったときは、速やかに汚染の状況を知事に報告しなければならない。

第26条 特定事業場を設置する者は、その事業活動に伴い当該特定事業場の敷地内の土壌が有害物質により汚染されているおそれがあると認めた場合(前条第1項の規定による地下水の汚染状態の測定の結果において、有害物質が最初に検出された場合を含む。)は、規則で定めるところにより、当該土壌の汚染状態を測定し、その結果を記録しておかなければならない。

2 前項に規定する場合のほか、特定事業場を設置する者は、当該特定事業場を廃止する場合又は当該特定事業場に係る建築物を建て替える場合においては、規則で定めるところにより、その廃止する特定事業場又は建て替える建築物の敷地内の土壌の汚染状態を測定し、その結果を記録しておかなければならない。

3 前条第1項又は前2項の規定により土壌の汚染状態を測定した者は、当該測定によつて有害物質による土壌の汚染状態が環境基準に適合しないことが明らかになったときは、速やかに汚染の状況を知事に報告するとともに、汚染された土壌の除去その他周辺への影響を防止するために必要な措置を講じなければならない。

(勧告等)

第27条 知事は、特定事業場を設置する者が前条第3項に規定する措置を講じていない、又は当該措置が周辺への影響の防止の観点から著しく不十分であると認めるときは、当該特定事業場を設置する者に対し、必要な措置を講ずべきことを勧告することができる。

2 前項に規定する場合において、知事は、当該土壌に有害物質に該当する物質が含まれることとなつた時において当該特定事業場を設置していた者(相続、合併又は分割によりその地位を承継した者を含む。)に対しても、必要な措置を講ずべきことを勧告することができる。

3 知事は、前条第3項の規定による措置又は前2項の規定による勧告に基づく措置を講じようとする者に対し、必要な指導及び助言をするものとする。

(措置命令)

第28条 知事は、特定事業場において有害物質に該当する物質による土壌の汚染があつたことにより、現に人の健康に係る被害が生じ、又は生ずるおそれがあると認めるときは、規則で定めるところにより、その被害の防止のために必要な限度において、当該特定事業場の設置者(相続、合併又は分割によりその地位を承継した者を含む。)に対し、期限を定めて、当該汚染された土壌の除去その他必要な措置をとることを命ずることができる。ただし、その者が、当該土壌に有害物質に該当する物質が含まれることとなつた時において、当該特定事業場の設置者であつた者と異なる場合は、この限りでない。

2 前項本文に規定する場合において、知事は、当該土壌に有害物質に該当する物質が含まれることとなつた時において当該特定事業場を設置していた者(相続、合併又は分割によりその地位を承継した者を含む。)に対しても、同項の措置をとることを命ずることができる。

3 特定事業場の設置者(特定事業場又はその敷地を譲り受け、若しくは借り受け、又は相続、合併若しくは分割により取得した者を含む。)は、当該特定事業場について前項の規定による命令があつたときは、当該命令に係る措置に協力しなければならない。

第7章 廃タイヤ等の保管に関する規制

(廃タイヤ等の保管)

第29条 廃タイヤ、中古タイヤその他の規則で定める物(以下「特定保管物」という。)を屋外で保管する者は、生活環境の保全上支障のないようにこれを保管するよう努めなければならない。

2 特定保管物を規則で定める数量を超えて一の敷地内の屋外で保管する者(以下「特定保管物保管者」という。)は、規則で定める技術上の基準に従い、生活環境の保全上支障のないようにこれを保管しなければならない。

(勧告及び改善命令)

第30条 知事は、特定保管物保管者による特定保管物の保管が前条第2項の基準に適合していないと認めるときは、その者に対し、期限を定めて、当該特定保管物の保管を当該基準に適合させるために必要な措置をとるべきことを勧告することができる。

2 前項の規定による勧告を受けた者が正当な理由なくその勧告に従わなかつたときは、知事は、その者に対し、期限を定めて、当該勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。

第8章 削除

第31条から第33条まで 削除

第9章 補則

(山形県環境審議会への諮問)

第34条 知事は、次の各号に掲げる事項を定めようとする場合には、山形県環境審議会に諮問しなければならない。

- (1) 特定施設及び特定建設作業
 - (2) 規制基準並びに第18条第1項、第18条の2第3項及び第18条の3第1項の基準
 - (3) 第17条第1項、第18条の2第2項及び第18条の3第2項の区域
 - (4) 飲食店営業等、第18条の3第2項の音響機器、特定保管物及び第29条第2項の数量
- (報告及び検査)

第35条 知事は、この条例の施行に必要な限度において、特定施設を設置する者、特定建設作業を伴う建設工事を施工する者、商業宣伝を目的として拡声機を使用する者、飲食店営業等を営む者若しくは特定保管物を屋外で保管している者に対し、必要な事項の報告を求め、又はその職員に、特定施設を設置する者の工場若しくは事業場、特定建設作業を伴う建設工事を施工する者の建設工事の場所、拡声機を使用する者の拡声機を使用する場所、飲食店営業等を営む者の営業所若しくは特定保管物を屋外

で保管している者の特定保管物の保管場所若しくは事務所その他必要な場所に立ち入り、特定施設、帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

- 2 知事は、第4章の規定の施行に必要な限度において、第19条に規定する物を屋外で焼却した者若しくは物を屋外で継続し、若しくは反復して焼却し、若しくは焼却するおそれのある者に対し、必要な事項の報告を求め、又はその職員に、これらの者の事業場、これらの者が行つた焼却の場所その他必要な場所に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは試験の用に供するのに必要な限度においてその焼却する物若しくは焼却に伴う廃棄物を無償で収去させることができる。
- 3 前2項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

(援助)

第36条 知事は、公害の防止のための施設の整備に必要な資金のあつせん、技術的な助言その他の援助に努めるものとする。

(委任)

第37条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

第10章 罰則

第38条 第9条第1項、第13条第1項、第13条の2第2項、第20条又は第28条第1項若しくは第2項の規定による命令に違反した者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

- 2 次の各号の一に該当する者は、20万円以下の罰金に処する。
 - (1) 第7条第1項若しくは第2項又は第8条第1項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者
 - (2) 第18条第2項、第18条の4第3項又は第30条第2項の規定による命令に違反した者
- 3 次の各号の一に該当する者は、10万円以下の罰金に処する。
 - (1) 第7条の2第1項若しくは第2項、第8条第2項若しくは第3項又は第17条第1項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者
 - (2) 第35条第1項若しくは第2項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同条第1項若しくは第2項の規定による検査若しくは同項の規定による収去を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

第39条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、当該法人又は人の業務に関し、前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、当該法人又は人に対して同条の罰金刑を科する。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例中第4章の規定は、公布の日から、その他の規定は公布の日から起算して9月をこえない範囲内において規則で定める日から施行する。
(昭和45年規則第68号で昭和45年12月25日から施行)
(山形県公害対策審議会条例の廃止等)
- 2 山形県公害対策審議会条例(昭和44年10月県条例第43号。以下「旧条例」という。)は、廃止する。
- 3 旧条例の規定による山形県公害対策審議会は、この条例第19条第1項の規定による山形県公害対策審議会となるものとする。

附 則(昭和46年3月18日条例第17号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和46年10月13日条例第41号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和47年3月29日条例第20号)

(施行期日)

- 1 この条例は、昭和47年5月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 昭和46年6月24日からこの条例の公布の日までの間において設置され、又は着工されている特定事業場については、昭和47年9月30日までの間は、別表の3に規定する排水基準を適用しない。

附 則(昭和49年10月4日条例第55号)

(施行期日)

- 1 この条例は、昭和49年11月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 この条例施行の際既に設置され、又は着工されている工場又は事業場でこの条例による改正後の別表の規定により新たに特定事業場となるものについては、昭和50年9月30日までの間は、この条例による改正後の別表第3項に規定する排水基準は、適用しない。
- 3 この条例施行の際既に設置されたこの条例による改正前の別表(以下「改正前の別表」という。)第2項に規定する特定事業場に対する排水基準の適用については、昭和50年9月30日までの間は、なお従前の例による。
- 4 この条例施行の際既に着工されている工場又は事業場で改正前の別表第2項に規定する特定事業場となるものについては、昭和50年9月30日までの間は、改正前の別表第3項に規定する排水基準を適用する。

附 則(昭和55年12月22日条例第49号)

(施行期日)

- 1 この条例は、昭和56年4月1日から施行する。
(経過措置)

- 2 改正前の山形県公害防止条例の規定によつてした届出は、改正後の山形県公害防止条例(以下「改正後の条例」という。)中にこれに相当する規定があるときは、改正後の条例の規定によつてしたものとみなす。
- 3 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。
- 附 則(昭和60年12月23日条例第33号)
この条例は、昭和61年1月12日から施行する。ただし、別表の改正規定は、公布の日から施行する。
- 附 則(昭和62年3月17日条例第7号)
この条例は、昭和62年4月6日から施行する。
- 附 則(平成2年3月26日条例第7号)
この条例は、平成2年5月1日から施行する。
- 附 則(平成6年7月12日条例第46号)
この条例は、平成6年8月1日から施行する。
- 附 則(平成12年3月21日条例第16号)
(施行期日)
- 1 この条例は、平成12年7月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
- (1) 第3条、第4条、第19条第4号及び第21条の見出しの改正規定並びに同条第1項を削る改正規定
公布の日
- (2) 第3章の2の次に5章を加える改正規定(第4章及び第5章に係る部分を除く。)、第20条第1項の改正規定、第23条第1項の改正規定中「又は第13条の2第2項」を「、第13条の2第2項、第20条又は第28条第1項若しくは第2項」に改める部分(第20条に係る部分を除く。)、第23条第2項第2号の改正規定及び次項の規定 平成13年4月1日
(経過措置)
- 2 特定事業場における有害物質に該当する物質による土壌の汚染のうちこの条例の公布の日前にあったものについては、当該土壌に当該物質が含まれることとなった時における当該特定事業場の設置者(相続又は合併によりその地位を承継した者を含む。)が同日まで引き続き当該特定事業場の設置者である場合を除き、改正後の第28条第1項及び第2項の規定は、適用しない。
(経過措置)
- 3 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。
(山形県事務処理の特例に関する条例の一部改正)
- 4 山形県事務処理の特例に関する条例(平成11年12月県条例第36号)の一部を次のように改正する。
[次のよう略]
- 附 則(平成13年3月23日条例第15号)
この条例は、平成13年4月1日から施行する。
- 附 則(平成13年10月12日条例第48号)
この条例は、公布の日から施行する。
- 附 則(平成14年10月11日条例第49号)
- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。
- 附 則(平成16年12月20日条例第62号)
この条例は、平成17年1月1日から施行する。
- 附 則(平成23年3月22日条例第15号)
この条例は、大気汚染防止法及び水質汚濁防止法の一部を改正する法律(平成22年法律第31号)の施行の日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日から施行する。ただし、第21条第2項の改正規定は、公布の日から施行する。
- 附 則(平成29年10月13日条例第44号)
この条例は、公布の日から施行する。ただし、第21条第2項の改正規定は、平成30年4月1日から施行する。
- 附 則(令和3年3月19日条例第12号)
この条例は、令和3年4月1日から施行する。

別表

1 排水基準の特例を適用する区域

- (1) 最上川及びこれに流入する公共用水域
- (2) 赤川及びこれに流入する公共用水域
- (3) 新井田川及びこれに流入する公共用水域
- (4) 小牧川及びこれに流入する公共用水域

2 排水基準の特例を適用する工場又は事業場

次に掲げる施設を設置する工場又は事業場(当該工場又は事業場から排出される排水(以下「排水」という。))について、第59号、第60号及び第72号に掲げる施設並びに第75号に掲げる施設のうち豚房施設又は牛房施設の総面積が400平方メートル以上のものを設置する工場又は事業場にあつては当該排水の量にかかわらずとし、第75号に掲げる施設のうち豚房施設又は牛房施設の総面積が400平方メートル未満のもの及び馬房施設を設置する事業場にあつては当該1日当たりの平均的な排水の量が10立方メートル以上のもの、その他の施設を設置する工場又は事業場にあつては当該1日当たりの平均的な排水の量が20立方メートル以上のものに限るものとする。以下「特定事業場」という。)

- (1) 鉱業又は水洗炭業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの
イ 選鉱施設
ロ 選炭施設
ハ 坑水中和沈でん施設
ニ 掘削用の泥水分離施設
- (2) 畜産食料品製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの
イ 原料処理施設
ロ 洗淨施設(洗瓶施設を含む。)
ハ 湯煮施設
- (3) 水産食料品製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの
イ 水産動物原料処理施設
ロ 洗淨施設
ハ 脱水施設
ニ ろ過施設
ホ 湯煮施設
- (4) 野菜又は果実を原料とする保存食料品製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの
イ 原料処理施設
ロ 洗淨施設
ハ 圧搾施設
ニ 湯煮施設
- (5) みそ、しょう油、食用アミノ酸、グルタミン酸ソーダ、ソース又は食酢の製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの
イ 原料処理施設
ロ 洗淨施設
ハ 湯煮施設
ニ 濃縮施設
ホ 精製施設
ヘ ろ過施設
- (6) 小麦粉製造業の用に供する洗淨施設
- (7) 砂糖製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの
イ 原料処理施設
ロ 洗淨施設(流送施設を含む。)
ハ ろ過施設
ニ 分離施設
ホ 精製施設
- (8) パン若しくは菓子の製造業又は製あん業の用に供する粗製あんの沈でん槽
- (9) 米菓製造業又はこうじ製造業の用に供する洗米機
- (10) 飲料製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの
イ 原料処理施設
ロ 洗淨施設(洗瓶施設を含む。)
ハ 搾汁施設
ニ ろ過施設
ホ 湯煮施設
ヘ 蒸留施設
- (11) 動物系飼料又は有機質肥料の製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの
イ 原料処理施設
ロ 洗淨施設
ハ 圧搾施設
ニ 真空濃縮施設
ホ 水洗式脱臭施設
- (12) 動植物油脂製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの
イ 原料処理施設
ロ 洗淨施設
ハ 圧搾施設
ニ 分離施設
- (13) イースト製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの
イ 原料処理施設
ロ 洗淨施設
ハ 分離施設
- (14) でん粉又は化工でん粉の製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの
イ 原料浸せき施設
ロ 洗淨施設(流送施設を含む。)
ハ 分離施設
ニ 洗だめ及びこれに類する施設
- (15) ぶどう糖又は水あめの製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの

- イ 原料処理施設
- ロ ろ過施設
- ハ 精製施設
- (16) めん類製造業の用に供する湯煮施設
- (17) 豆腐又は煮豆の製造業の用に供する湯煮施設
- (18) インスタントコーヒー製造業の用に供する抽出施設
- (19) 紡績業又は繊維製品の製造業若しくは加工業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの
 - イ 繭湯煮施設
 - ロ 副蚕処理施設
 - ハ 原料浸せき施設
 - ニ 精練機及び精練槽
 - ホ シルケツト機
 - ヘ 漂白機及び漂白槽
 - ト 染色施設
 - チ 薬液浸透施設
- (20) 洗毛業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの
 - イ 洗毛施設
 - ロ 洗化炭施設
- (21) 化学繊維製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの
 - イ 湿式紡糸施設
 - ロ リンター又は未精練繊維の薬液処理施設
 - ハ 原料回収施設
- (22) 木材薬品処理業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの
 - イ 湿式バーカー
 - ロ 薬液浸透施設
- (23) パルプ、紙又は紙加工品の製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの
 - イ 原料浸せき施設
 - ロ 湿式バーカー
 - ハ 碎木機
 - ニ 蒸解施設
 - ホ 蒸解廃液濃縮施設
 - ヘ チツプ洗浄施設及びパルプ洗浄施設
 - ト 漂白施設
 - チ 抄紙施設(抄造施設を含む。)
 - リ セロハン製膜施設
 - ヌ 湿式繊維板成型施設
 - ル 廃ガス洗浄施設
- (24) 化学肥料製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの
 - イ ろ過施設
 - ロ 分離施設
 - ハ 水洗式破碎施設
 - ニ 廃ガス洗浄施設
 - ホ 湿式集じん施設
- (25) 削除
- (26) 無機顔料製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの
 - イ 洗浄施設
 - ロ ろ過施設
 - ハ カドミウム系無機顔料製造施設のうち、遠心分離機
 - ニ 群青製造施設のうち、水洗式分別施設
 - ホ 廃ガス洗浄施設
- (27) 前号に掲げる事業以外の無機化学工業製品製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの
 - イ ろ過施設
 - ロ 遠心分離機
 - ハ 硫酸製造施設のうち、亜硫酸ガス冷却洗浄施設
 - ニ 活性炭又は二硫化炭素の製造施設のうち、洗浄施設
 - ホ 無水けい酸製造施設のうち、塩酸回収施設
 - ヘ 青酸製造施設のうち、反応施設
 - ト よう素製造施設のうち、吸着施設及び沈でん施設
 - チ 海水マグネシア製造施設のうち、沈でん施設
 - リ バリウム化合物製造施設のうち、水洗式分別施設
 - ヌ 廃ガス洗浄施設
 - ル 湿式集じん施設
- (28) カーバイド法アセチレン誘導品製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの
 - イ 湿式アセチレンガス発生施設

- ロ さく酸エステル製造施設のうち、洗浄施設及び蒸留施設
- ハ ポリビニルアルコール製造施設のうち、メチルアルコール蒸留施設
- ニ アクリル酸エステル製造施設のうち、蒸留施設
- ホ 塩化ビニルモノマー洗浄施設
- ヘ クロロプレンモノマー洗浄施設
- (29) コールタール製品製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの
 - イ ベンゼン類硫酸洗浄施設
 - ロ 静置分離器
 - ハ タール酸ソーダ硫酸分解施設
- (30) 発酵工業(第5号、第10号及び第13号に掲げる事業を除く。)の用に供する施設であつて、次に掲げるもの
 - イ 原料処理施設
 - ロ 蒸留施設
 - ハ 遠心分離機
 - ニ ろ過施設
- (31) メタン誘導品製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの
 - イ メチルアルコール又は四塩化炭素の製造施設のうち、蒸留施設
 - ロ ホルムアルデヒド製造施設のうち、精製施設
 - ハ フロンガス製造施設のうち、洗浄施設及びろ過施設
- (32) 有機顔料又は合成染料の製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの
 - イ ろ過施設
 - ロ 顔料又は染色レーキの製造施設のうち、水洗施設
 - ハ 遠心分離機
 - ニ 廃ガス洗浄施設
- (33) 合成樹脂製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの
 - イ 縮合反応施設
 - ロ 水洗施設
 - ハ 遠心分離機
 - ニ 静置分離器
 - ホ ふつ素樹脂製造施設のうち、ガス冷却洗浄施設及び蒸留施設
 - ヘ ポリプロピレン製造施設のうち、溶剤蒸留施設
 - ト 中圧法又は低圧法によるポリエチレン製造施設のうち、溶剤回収施設
 - チ ポリブテンの酸又はアルカリによる処理施設
 - リ 廃ガス洗浄施設
 - 又 湿式集じん施設
- (34) 合成ゴム製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの
 - イ ろ過施設
 - ロ 脱水施設
 - ハ 水洗施設
 - ニ ラテックス濃縮施設
 - ホ スチレン・ブタジエンゴム、ニトリル・ブタジエンゴム又はポリブタジエンゴムの製造施設のうち、静置分離器
- (35) 有機ゴム薬品製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの
 - イ 蒸留施設
 - ロ 分離施設
 - ハ 廃ガス洗浄施設
- (36) 合成洗剤製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの
 - イ 廃酸分離施設
 - ロ 廃ガス洗浄施設
 - ハ 湿式集じん施設
- (37) 前6号に掲げる事業以外の石油化学工業(石油又は石油副生ガス中に含まれる炭化水素の分解、分離その他の化学的処理により製造される炭化水素又は炭化水素誘導品の製造業をいい、第51号に掲げる事業を除く。)の用に供する施設であつて、次に掲げるもの
 - イ 洗浄施設
 - ロ 分離施設
 - ハ ろ過施設
 - ニ アクリロニトリル製造施設のうち、急冷施設及び蒸留施設
 - ホ アセトアルデヒド、アセトン、カプロラクタム、テレフタル酸又はトリレンジアミンの製造施設のうち、蒸留施設
 - ヘ アルキルベンゼン製造施設のうち、酸又はアルカリによる処理施設
 - ト イソプロピルアルコール製造施設のうち、蒸留施設及び硫酸濃縮施設
 - チ エチレンオキサイド又はエチレングリコールの製造施設のうち、蒸留施設及び濃縮施設
 - リ 2-エチルヘキシルアルコール又はイソブチルアルコールの製造施設のうち、縮合反応施設及び蒸留施設
 - 又 シクロヘキサノン製造施設のうち、酸又はアルカリによる処理施設

- ル トリレンジイソシアネート又は無水フタル酸の製造施設のうち、ガス冷却洗浄施設
- ヲ ノルマルパラフィン製造施設のうち、酸又はアルカリによる処理施設及びメチルアルコール蒸留施設
- ワ プロピレンオキサイド又はプロピレングリコールのけん化器
- カ メチルエチルケトン製造施設のうち、水蒸気凝縮施設
- ヨ メチルメタアクリレートモノマー製造施設のうち、反応施設及びメチルアルコール回収施設
- タ 廃ガス洗浄施設
- (38) 石けん製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの
 - イ 原料精製施設
 - ロ 塩析施設
- (39) 硬化油製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの
 - イ 脱酸施設
 - ロ 脱臭施設
- (40) 脂肪酸製造業の用に供する蒸留施設
- (41) 香料製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの
 - イ 洗浄施設
 - ロ 抽出施設
- (42) ゼラチン又はにかわの製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの
 - イ 原料処理施設
 - ロ 石灰漬け施設
 - ハ 洗浄施設
- (43) 写真感光材料製造業の用に供する感光剤洗浄施設
- (44) 天然樹脂製品製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの
 - イ 原料処理施設
 - ロ 脱水施設
- (45) 木材化学工業の用に供するフルフラール蒸留施設
- (46) 第28号から前号までに掲げる事業以外の有機化学工業製品製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの
 - イ 水洗施設
 - ロ ろ過施設
 - ハ ヒドラジン製造施設のうち、濃縮施設
 - ニ 廃ガス洗浄施設
- (47) 医薬品製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの
 - イ 動物原料処理施設
 - ロ ろ過施設
 - ハ 分離施設
 - ニ 混合施設(水質汚濁防止法施行令(昭和46年政令第188号。以下「政令」という。)第2条各号に掲げる物質を含有する物を混合するものに限る。以下同じ。)
 - ホ 廃ガス洗浄施設
- (48) 火薬製造業の用に供する洗浄施設
- (49) 農薬製造業の用に供する混合施設
- (50) 政令第2条各号に掲げる物質を含有する試薬の製造業の用に供する試薬製造施設
- (51) 石油精製業(潤滑油再生業を含む。)の用に供する施設であつて、次に掲げるもの
 - イ 脱塩施設
 - ロ 原油常圧蒸留施設
 - ハ 脱硫施設
 - ニ 揮発油、灯油又は軽油の洗浄施設
 - ホ 潤滑油洗浄施設
- (52) 皮革製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの
 - イ 洗浄施設
 - ロ 石灰漬け施設
 - ハ タンニン漬け施設
 - ニ クロム浴施設
 - ホ 染色施設
- (53) ガラス又はガラス製品の製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの
 - イ 研磨洗浄施設
 - ロ 廃ガス洗浄施設
- (54) セメント製品製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの
 - イ 抄造施設
 - ロ 成型機
 - ハ 水養生施設(蒸気養生施設を含む。)
- (55) 生コンクリート製造業の用に供するバッチャープラント
- (56) 有機質砂壁材製造業の用に供する混合施設
- (57) 人造黒鉛電極製造業の用に供する成型施設
- (58) 窯業原料(うわ薬原料を含む。)の精製業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの

- イ 水洗式破碎施設
- ロ 水洗式分別施設
- ハ 酸処理施設
- ニ 脱水施設
- (59) 碎石業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの
 - イ 水洗式破碎施設
 - ロ 水洗式分別施設
- (60) 砂利採取業の用に供する水洗式分別施設
- (61) 鉄鋼業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの
 - イ タール及びガス液分離施設
 - ロ ガス冷却洗淨施設
 - ハ 圧延施設
 - ニ 焼入施設
 - ホ 湿式集じん施設
- (62) 非鉄金属製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの
 - イ 還元槽
 - ロ 電解施設(熔融塩電解施設を除く。)
 - ハ 焼入施設
 - ニ 水銀精製施設
 - ホ 廃ガス洗淨施設
 - ヘ 湿式集じん施設
- (63) 金属製品製造業又は機械器具製造業(武器製造業を含む。)の用に供する施設であつて、次に掲げるもの
 - イ 焼入施設
 - ロ 電解式洗淨施設
 - ハ カドミウム電極又は鉛電極の化成施設
 - ニ 水銀精製施設
 - ホ 廃ガス洗淨施設
- (64) ガス供給業又はコークス製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの
 - イ タール及びガス液分離施設
 - ロ ガス冷却洗淨施設(脱硫化水素施設を含む。)
- (65) 酸又はアルカリによる表面処理施設
- (66) 電気めつき施設
- (67) 洗濯業の用に供する洗淨施設
- (68) 写真現像業の用に供する自動式フィルム現像洗淨施設
- (69) と畜業又は死亡獣畜取扱業の用に供する解体施設
- (70) 廃油処理施設(海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律(昭和45年法律第136号)第3条第14号に規定するものをいう。)
- (71) 自動式車両洗淨施設
- (72) し尿処理施設(建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)第32条第1項の表に規定する算定方法により算定した処理対象人員が500人以下のし尿浄化槽を除く。)
- (73) 下水道終末処理施設
- (74) 特定事業場から排出される水(公共用水域に排出されるものを除く。)の処理施設(前2号に掲げるものを除く。)
- (75) 畜産農業又はサービス業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの
 - イ 豚房施設(豚房の総面積が50平方メートル未満の事業場に係るものを除く。)
 - ロ 牛房施設(牛房の総面積が200平方メートル未満の事業場に係るものを除く。)
 - ハ 馬房施設(馬房の総面積が500平方メートル未満の事業場に係るものを除く。)

3 排水基準

項目	施設	許容限度
水素イオン濃度 (水素指数)	前項第1号から第75号までに掲げる施設	5.8以上8.6以下
生物化学的酸素要求量 (単位1リットルにつきミリグラム)	前項第2号から第20号まで、第23号、第52号及び第67号に掲げる施設	90(日間平均70)
	前項第69号及び第74号に掲げる施設	80(日間平均60)
	前項第72号に掲げる施設	40(日間平均30)
	前項第75号に掲げる施設	100(日間平均80)
	前項各号に掲げる施設のうち、この項目の上記の施設を除く施設	25(日間平均20)
浮遊物質 (単位1リットルにつきミリグラム)	前項第1号に掲げる施設	100(日間平均80)
	前項第59号及び第60号に掲げる施設	130(日間平均100)

		前項第72号及び第73号に掲げる施設	80(日間平均60)
		前項第2号から第20号まで、第23号、第52号、第54号、第55号、第58号、第61号から第71号まで及び第74号に掲げる施設	60(日間平均50)
		前項第75号に掲げる施設	90(日間平均70)
		前項各号に掲げる施設のうち、この項目の上記の施設を除く施設	50(日間平均40)
ノルマルヘキサン抽出物質含有量 (単位1リットルにつきミリグラム)	鉱油類含有量	前項第1号から第75号までに掲げる施設	5
	動植物油脂類含有量	前項第1号から第75号までに掲げる施設	10
フェノール類含有量 (単位1リットルにつきミリグラム)		前項第1号から第75号までに掲げる施設	5
銅含有量 (単位1リットルにつきミリグラム)		前項第1号から第75号までに掲げる施設	1
亜鉛含有量 (単位1リットルにつきミリグラム)		前項第1号から第75号までに掲げる施設	5
溶解性鉄含有量 (単位1リットルにつきミリグラム)		前項第1号から第75号までに掲げる施設	10
溶解性マンガン含有量 (単位1リットルにつきミリグラム)		前項第1号から第75号までに掲げる施設	5
クロム含有量 (単位1リットルにつきミリグラム)		前項第1号から第75号までに掲げる施設	2
ふつ素及びその化合物 (単位ふつ素の量に関して1リットルにつきミリグラム)		前項第1号から第75号までに掲げる施設	15
大腸菌群数 (単位1立方センチメートルにつき個)		前項第1号から第75号までに掲げる施設	日間平均3,000

備考 一の特定事業場が2以上の施設を設置している場合において、この表によりそれぞれの施設に係る排水につき異なる排出基準が定められているときは、排水の量が最大の施設について定める排水基準によるものとする。